

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）新旧対照表

改正後	現 行
<p>1～13 (略)</p> <p>14 標準製剤の配布について 動物用医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林水産省告示第637号。以下「配布規程」という。）第2条第1項に基づき病原性微生物に該当する標準製剤等の配布を受けようとする場合及び外国製造業者への配布に関する具体的な手続きは、次によることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[削除]</p> <p><u>(2) 外国製造業者への配布</u> (略)</p> <p>別記様式1～別記様式20 (略)</p> <p>[削除]</p> <p><u>別記様式21</u> (略)</p>	<p>1～13 (略)</p> <p>14 標準製剤の配布について 動物用医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林水産省告示第637号。以下「配布規程」という。）第2条第1項に基づき病原性微生物に該当する標準製剤等及び<u>常用標準抗生物質</u>の配布を受けようとする場合及び外国製造業者への配布に関する具体的な手続きは、次によることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 常用標準抗生物質の配布について</u> (略)</p> <p><u>(3) 外国製造業者への配布</u> (略)</p> <p>別記様式1～別記様式20 (略)</p> <p><u>別記様式21</u> (略)</p> <p><u>別記様式22</u> (略)</p>